

茨城県報 第6177号

昭和48年12月6日

木曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告 示

	ページ
●全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更(財政課).....	1
●旅館業法に基づく聴聞会の開催(環境衛生課).....	2
●土地改良事業の認可(農地管理課).....	2
●土地改良区設立の認可(").....	2
●土地改良区設立当時の役員(").....	2
●栄橋の管理(道路維持課).....	3
●廃川敷地等(河川課I).....	4
●都市計画事業の認可(都市施設課).....	4

(公安委員会)

●緊急自動車の指定.....	5
----------------	---

公 告

●一時保護児童の所持物件の保管(児童家庭課).....	5
●争議行為の通知の公表(労政課).....	6
●土地立ち入りの許可(用地課).....	7
●土地立ち入り測量(").....	8
●土地区画整理事業施行の認可(都市計画課).....	8
●土地区画整理事業の事業計画の変更(").....	9
●土地区画整理組合の事業計画及び定款の変更(").....	9
●道路位置の指定(建築指導課).....	10
●開発行為の工事完了(5件)(").....	11

(教育委員会)

●博物館の登録.....	13
--------------	----

雑 報

●役員の異務(地方職員共済組合).....	13
-----------------------	----

告 示

茨城県告示第1169号

昭和30年3月26日茨城県告示第330号で告示した全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を昭和48年12月1日次のように変更した。

昭和48年12月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

3の(1)中「鹿児島県」の次に「沖縄県」を加える。

第3条第1号中「鹿児島県」の次に「沖縄県」を加える。

茨城県告示第1170号

旅館業法(昭和23年法律第138号)第9条第1項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行なう。

昭和48年12月6日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 聴聞期日 昭和48年12月19日
- 2 聴聞場所 鹿島郡銚田町塔ヶ崎162-1
茨城県銚田保健所

茨城県告示第1171号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により次の土地改良事業を認可したので、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和48年12月6日

茨城県知事 岩上二郎

土地改良区	実施地区	申請年月日	認可年月日
豊田新利根土地改良区	根本第二地区	昭和48年9月6日	昭和49年11月27日
同上	中八代地区	同上	同上

茨城県告示第1172号

稲敷郡桜川村大字三次1196番地に事務所を置く桜川土地改良区の設立を土地改良法第10条第1項の規定により昭和48年11月22日認可したから同条第3項の規定により公告する。

昭和48年12月6日

茨城県知事 岩上二郎

茨城県告示第1173号

桜川土地改良区から次の者が設立当時の役員である旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和48年12月6日

茨城県知事 岩上二郎

住所	氏名	摘要
稲敷郡桜川村大字三次1196	燕内長一	理事
" " " 488	宮本弘	"
" " 大字岡飯出631	松田勝治	"
" " " 198	坂井明	"

"	"	大字古渡404	堀	口	好	雄	"
"	"	" 455	諸	岡	四	郎	"
"	"	" 103	諸	岡		茂	"
"	"	大字柏木古渡14	諸	岡	豊	二	"
"	"	大字柏木 8	浅	野	彦	治	"
"	"	大字堀之内262	早	川	三	男	"
"	"	大字飯出858	根	本		正	監 事
"	"	大字古渡807の1	永	長	栄	三郎	"
"	"	大字柏木521	糸	賀		茂	"

茨城県告示第1174号

道路法(昭和27年法律第180号)第19条第1項の規定により栄橋の管理方法について次のとおり千葉県知事と協議が成立した。

昭和48年12月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

協 定 書

茨城県北相馬郡利根町と千葉県我孫子市間の利根川に架設した栄橋の管理について、茨城県知事岩上二郎(以下「甲」という。)と千葉県知事友納武人(以下「乙」という。)は、次のとおり協定する。

第1条 本橋は行政区画にかかわらず、甲が管理するものとする。

第2条 本協定に係る区間は、橋梁全部とする。

第3条 管理に要する費用は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 橋梁の維持修繕及び改築工事
- (2) 災害復旧工事
- (3) 一般管理費(清掃及び占用の許可に要する費用をいう。)

第4条 前条の管理に要する費用に対する負担割合は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号及び第2号に掲げる費用は、両県の折半負担とする。
- (2) 前条第3号に掲げる費用は、甲の負担とする。

第5条 甲は、工事を施行しようとするとき又は設計を変更しようとするときは、あらかじめ乙に協議するものとする。ただし、急施を要するときはただちにこれを施行してその要領(設計書及び図面等を添付)を乙に通知するものとする。

第6条 乙は第4条第1号に掲げる費用を、その工事が竣工しとき又は年度末までに甲の請求により支払うものとする。ただし、工事の出来高に応じた部分払い又は材料購入の内渡しの必要があると認めるときは、甲は乙に対し当該費用の2分の1を請求することができる。

この場合、工事出来高調書又は材料納入書を請求書に添付するものとする。

第7条 工事が竣工した後において、残存物件がある場合は、当該残存物件価格に第4条第1号の規定による負担割合を乗じて得た額を乙の負担額から控除するものとする。

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど協議し定めるものとする。

第9条 昭和18年12月30日締結の栄橋管理協定書は新協定書締結の日をもつて廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和48年8月1日

甲 茨城県知事 岩 上 二 郎

乙 千葉県知事 友 納 武 人

茨城県告示第1175号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、茨城県土木部河川課及び茨城県常陸太田土木事務所において縦覧に供する。

昭和48年12月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 河 川 の 名 称 久慈川水系一級河川亀作川

2 廃川敷地等が生じた年月日

昭和48年12月6日

3 廃川敷地等の位置

常陸太田市亀作町字亀下563番地から

常陸太田市小目町字芦ノ内764番地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土 地 594.00㎡

茨城県告示第1176号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和48年12月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 施行者の名称 波 崎 町

2 都市計画事業の種類及び名称

鹿島臨海都市公園事業

3. 3. 001 土合近隣公園

3 事業施行期間

昭和48年12月6日から昭和50年3月31日まで

4 事業地

波崎町大字矢田部字工合

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第43号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定により次のとおり緊急自動車の指定をしたので公示する。

昭和48年12月6日

茨城県公安委員会委員長 大 平 二 郎

緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者又は管理者
742	茨88せ 1573	ニッサン 48年	警察責務遂行用	茨城県警察本部
743	茨88せ 1572	"	"	"

公 告

●一時保護児童の所持物件の保管

児童福祉法第33条の2の規定により一時保護を加えた児童の所持物件中下記物件を保管したから、返還請求権を有する者は申し出て下さい。

昭和48年12月6日

茨城県中央児童相談所長 岡 田 章

記

1 申し出の期間 昭和48年12月6日～昭和49年6月5日

2 申し出の場所 茨城県中央児童相談所

水戸市三の丸1丁目3～17

電話 0292-21-4998

3 保管物件

番号	物件名	種 類 型 状	数 量	経 過
554	原動機付自転車	No50-B005056	1	昭和48年5月25日日立警察署から通告, 昭和47年10月18日日立市東町にて盗んだもの

566	腕 時 計	タイムックス製, 婦人用	1	昭和48年10月12日水戸警察署から通告, 昭和48年4月24日水戸市内にて盗んだもの
571 572	現 金 腕 時 計	婦人用, シチズンデート スター	507 1	昭和48年11月5日高萩警察署から通告, 昭和48年8月30日高萩市内の高萩ビーチガーデンの入場者のバックから盗んだもの
575	現 金		790	昭和48年11月14日水戸警察署から通告, 昭和48年10月19日水戸市内にて盗んだもの
576	現 金		27,205	昭和48年11月15日菅谷警察署から通告, 昭和48年9月23日水戸市内及び9月25日東京都内で盗んだもの

●争議行為の通知の公表

水戸衛生事業労働組合執行委員長, 清水薫から昭和48年11月29日つぎのとおり争議行為を行なう旨の通知があつたので, 労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第10条の4の規定により公表する。

昭和48年12月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 事 件

昭和48年末一時金の要求による, 水戸衛生事業労働組合と株式会社水戸衛生事業の間における争議

2 争議行為の日時

昭和48年12月10日始業時間より粉争解決まで

3 争議行為者の場所

水戸衛生事業株式会社の管轄する水戸市内一円及び会社内

4 争議行為の概要

前記3項の各職場において全面的あるいは部分的にし尿処理事務の停止をはじめあらゆる争議行為ならびに, これに対する妨害排除のため, 争議行為を単独又は併用して実施する。

●土地立ち入りの許可

土地収用法第11条第1項の規定により次のとおり立ち入りを許可した。

昭和48年12月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 東京電力株式会社
- 2 事業の種類 特別高圧送電線鹿島線常総変電所引込工事および霞ヶ浦線常総変電所引込工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
稲敷郡茎崎村大字下岩崎字境並地内
" " 大字上岩崎字五十瀬下地内
筑波郡伊奈村大字狸穴字上谷原, 字中島, 字八幡台, 字大島及び字境下地内
" " 大字高岡字道慶, 字川端, 字前田, 字西田, 字中島及び字畦橋地内
" 谷田部町大字境松字岩崎境, 字下谷原, 字中谷原, 字新川前, 字屋敷下及び字江川付地内
" " 大字根崎字根崎, 字兵崎沖及び字西川附地内
" " 大字飯田字ヘラ草, 字小坂及び字畦橋地内
" " 大字西栗山字前窪西地内
" " 大字片田字中島, 字畦橋, 字下谷原, 字西一本松, 字一本松, 字馬場崎, 字遠西, 字軽萱, 字箕輪及び字上割地内
" 谷和原村大字伊左エ門新田字中原地内
" " 大字南字須賀, 字権現前, 字大堀, 字境堤, 字向山, 字向山下, 字前田, 字石尊東, 字山之崎, 字立下, 字二枚橋, 字根田沖及び字分前地内
" " 大字田字和台, 字大堀, 字道城及び字城山下地内
" " 大字日川字鹿島浦及び字仙次宅地附地内
" " 大字福岡字中曾根及び字根新田前地内
" " 大字仁左エ門新田字浦田地内
" " 大字台字八反田地内
" " 大字押砂字沼田, 字仲堀淵, 字新田及び字治部田地内
" " 大字箕輪字井堀地内
" " 大字~~木~~木字新田東耕地, 字新田西耕地, 字根田耕地, 字仲田耕地及び字沖田耕地地内
" " 大字北袋字牛子, 字新田, 字前田, 字仲坪前, 字長井戸, 字前畑, 字用水向, 字南坪, 字仲畑及び字宮押地内
" " 大字十和字堤外押畑及び字上田老地内
水海道市山田町字山田地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和48年12月10日から昭和49年3月20日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和48年12月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 二級河川大北川総合開発事業予備調査
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

高萩市横川字石田、字下ノ町、字橋場、字坂下、字大畑前、字大畑、字林下、字堂ノ口、字田中前、字豊作、字塚田、字田中、字宮下、字反町、字上反町、字堂ノ上、字中内前、字上ノ基、字小屋坪、字下ノ町、字川根、字下滝、字切アケ、字大ノ平、字川向、字向平、字道の沢、字加老沢、字松倉、字滝倉、字中ノ沢、字牛沢、字川和子、字塩釜、字袴田、字福田、字川柳桃、字小山、字鍋割、字中津川、字梅木平、字後平、字ユナカフス、字福岡、字山下、字山岸及び字古田地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和48年12月7日から昭和49年3月31日まで

●土地区画整理事業施行の認可

土地区画整理事業の施行を認可したので、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第9条第3項の規定により次のとおり公告する。

昭和48年12月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 施行者の名称 日本住宅公団
- 2 事業施行期間 昭和48年12月6日から昭和50年3月31日まで
- 3 施行地区

筑波郡谷田部町大字小白谿字赤松の全部、字大窪の一部、大字大白谿字大久保向の一部、大字柳橋字山谷の全部、字大塚、八幡台、梨ノ木、中道山、下道、谷津、海道の各一部、大字手代木字西原の全部、字梨ノ木、田向、山ノ間の各一部、大字上横場字細田の全部、字中台、信塚、一杯塚、藤原、本郷地の各一部、大字榎戸、字本郷地、筒花、五十塚、池向、弁天、後原の各一部

4 土地区画整理事業の名称

研究学園都市第一土地区画整理事業

- 5 事務所の所在地
茨城県土浦市永国町991番地の2
- 6 施行認可の年月日
昭和48年11月22日
- 7 施行者の住所
東京都千代田区九段北1丁目14番6号
- 8 事業年度
昭和48年度から昭和49年度まで
- 9 公告の方法
茨 城 県 報

●土地区画整理事業の事業計画(設計)の変更

石下町が施行する石下都市計画駅東土地区画整理事業の事業計画(設計)の変更については、昭和48年12月6日付で認可したので都市計画法施行法(昭和43年法律第101号)第36条第1項の規定に基づき同法第35条の規定による改正前の土地区画整合法(昭和29年法律第119号)第55条第10項において準用する同条第7項の規定により次のとおり公告する。

昭和48年12月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 土地区画整理事業の名称
石下都市計画駅東土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地
石下町大字新石下576の2
石下町役場内
- 3 事業計画認可年月日
昭和39年4月28日
- 4 事業計画変更認可年月日
昭和48年12月6日

●土地区画整理組合の事業計画及び定款の変更

乙戸土地区画整理組合の事業計画及び定款の変更について認可したから土地区画整合法(昭和29年法律第119号)第39条第4項の規定により次の通り公告する。

昭和48年12月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 組 合 の 名 称
乙戸土地区画整理組合

2 事業施行期間

昭和48年12月9日から昭和50年3月31日まで

3 施行地区

土浦市大字乙戸字熊野前, 字向久保, 字向台, 字稲岡道, 字中島道, 字狸穴道, 字塚越, 字稲荷後, 字塚下, 字堤崎の各全部, 字上野, 字下原道, 字向後田, 字向屋敷前, 字堂山, 字向屋敷, 字堂ノ前, 字下ノ内の各一部

4 事務所の所在地

土浦市下高津町520番地
土浦市役所内

5 設立認可の年月日

昭和45年12月9日

6 変更認可の年月日

昭和48年12月6日

7 変更の内容

事務所の所在地及び事業年度

	事務所の所在地	事業年度
変更前	土浦市下高津町520番地 土浦市役所内	S.45 ~ S.48
変更後	土浦市小松新田8番地の17 浅野ビル内	S.45 ~ S.49

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和48年12月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員 (m)	延 長 (m)
竜土木指令 第889号	48.11.19	油原 恒	北相馬郡藤代町 大字谷中512	北相馬郡藤代町大字谷 中字相橋600-1, 2, 4	4.00	81.30
〃 第890号	〃	有限会社東都 開発 代表取締役 伊東 七郎	東京都大田区中 央1-16-8 大森ジャンボ ール624号	稲敷郡葦崎村大字上岩 崎字寺久保1743, 1750-1	4.00 4.50	30.20 73.80
浦土木指令 第800号	48.11.20	石塚 秀雄	土浦市大字中村 西根1901	土浦市大字中村西根字 下木1980-29	6.00	48.80

" 第804号	48. 11. 24	富士商事KK 代表取締役 大久保 藤	東京都新宿区西 新宿 1-18-13	新治郡桜村大角豆字名 兵2012-91	6.00 4.50 4.50	81.40 19.80 19.80
" 第805号	"	宮本善一郎	土浦市大字上高 津828	土浦市大字上高津町字 称キ内1093-1	4.40	20.50
" 第806号	"	関根 明義	" 神立町 4584	" 神立町字上砂 4586-4	4.00	39.80
" 第807号	"	石井 則男	石岡市大字東大 橋2923-64	石岡市大字石岡字只砂 2635-54, 57	4.00	13.40
" 第808号	"	千代田観光K K 代表取締役 辻井 敏一	東京都港区赤坂 1-1-14	筑波郡谷田部町大字上 横場字西妻2322-1, 2324-2	4.35	99.60

●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 第36条第 3 項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和48年9月21日に完了したことを公告する。

昭和48年12月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区の地域の名称

(第 6 工区)

取手市大字井野字井野1447番の 2 の一部, 1447番の 3 の一部, 1454番の 2 の一部, 1494番の 1 の一部, 同番の 2 の一部, 1518番の一部, 1519番の一部, 1520番の一部, 1521番の一部, 1522番の一部, 1524番の一部, 1525番の一部, 1526番の一部, 1527番の一部, 1528番の一部, 1531番の一部, 1532番の一部, 1533番の一部, 1536番の 2 の一部, 字花輪下1113番の 1 の一部, 同番の 2 一部, 1112番の 3 の一部, 1146番の 3 の一部, 1147番の一部, 1151番の 2 の一部, 字前土井1070番の一部

2 事業主の住所及び氏名

東京都中央区京橋 1 丁目 4 番地

麒麟麦酒株式会社

取締役社長 高 橋 朝次郎

都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 第36条第 3 項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和48年10月13日に完了したことを公告する。

昭和48年12月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区の地域の名称

稲敷郡阿見町大字阿見字五木山3765番の 3, 3769番の 6, 同番の 7, 同番の 8, 同番の 9, 同番の 10, 同番の 13

2 事業主の住所及び氏名

土浦市朝日町3075

株式会社山二商事

代表取締役 飯 岡 幹 雄

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和48年10月13日に完了したことを公告する。

昭和48年12月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区の地域の名称

(第1工区)

稲敷郡阿見町大字若栗字降木427番の一部、428番の一部、429番の一部、445番の一部、446番の一部、447番の一部、448番の一部、449番の一部、450番の一部、451番の一部、452番の一部、453番の一部、454番、455番の一部、523番の1の一部、同番の10の一部、524番、525番、526番、527番、528番、529番の一部、543番の一部、544番の一部、545番の一部。

2 事業主の住所及び氏名

東京都新宿区西新宿1丁目18番13号

富士商事株式会社

代表取締役 大久保 藤

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和48年10月26日に完了したことを公告する。

昭和48年12月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区の地域の名称

取手市大字井野字井野1471番の2、1472番の1、1473番の一部、1474番のの一部、1475番の一部、1476番、1477番の1、同番の2、1478番、1479番、1480番、1482番の1の一部、同番の2の一部、同番の3の一部、1496番の一部、1497番の一部、1498番の1、同番の2、同番の3、1499番、1500番、1501番、1503番、1504番、1505番、1507番の1、同番の2、同番の3、1508番の1、同番の2の一部、1509番の1の一部、1511番の一部、1512番の一部、1513番、1514番、1516番、1517番、1518番の一部、1519番の一部、1520番の一部、1521番の一部、1522番の一部、字花輪下1147番の一部、1151番の2の一部

2 事業主の住所及び氏名

東京都中央区京橋1丁目4番地

麒麟麦酒株式会社

取締役社長 高 橋 朝次郎

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和48年11月14日に完了したことを公告する。

昭和48年12月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 工事を完了した施行地区の地域の名称
北相馬郡藤代町谷中字本田14番, 27番, 28番, 29番の1, 同番の2
- 2 事業主の住所及び氏名
水戸市大町2丁目1番2号
茨城日産自動車株式会社
取締役社長 加 藤 要 次

(教 育 委 員 会)

●博物館の登録

販団法人茨城県歴史館を博物館として次のとおり登録したから、博物館の登録に関する規則（昭和33年茨城県教育委員会規則第2号）第6条の規定により公告する。

昭和48年12月6日

茨城県教育委員会委員長 須 藤 敬

- 1 設置者の名称及び住所
財団法人 茨城県教育財団
水戸市三の丸1丁目5番38号
- 2 名 称
茨 城 県 歴 史 館
- 3 所 在 地
水戸市緑町2丁目1番15号

雑 報

●組合役員の異動

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第4項の規定に基づき役員の異動を次のとおり公告する。

昭和48年12月6日

地方職員共済組合理事長 松 島 五 郎

新 任 理 事 (非常勤) 西 川 裕 夫

退 任 理 事 (非常勤) 白 戸 厚

(以上新任は昭和48年11月15日付, 退任は昭和48年10月31日付)

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 3 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所